

令和8年定例会
医療保健子ども福祉病院常任委員会
(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

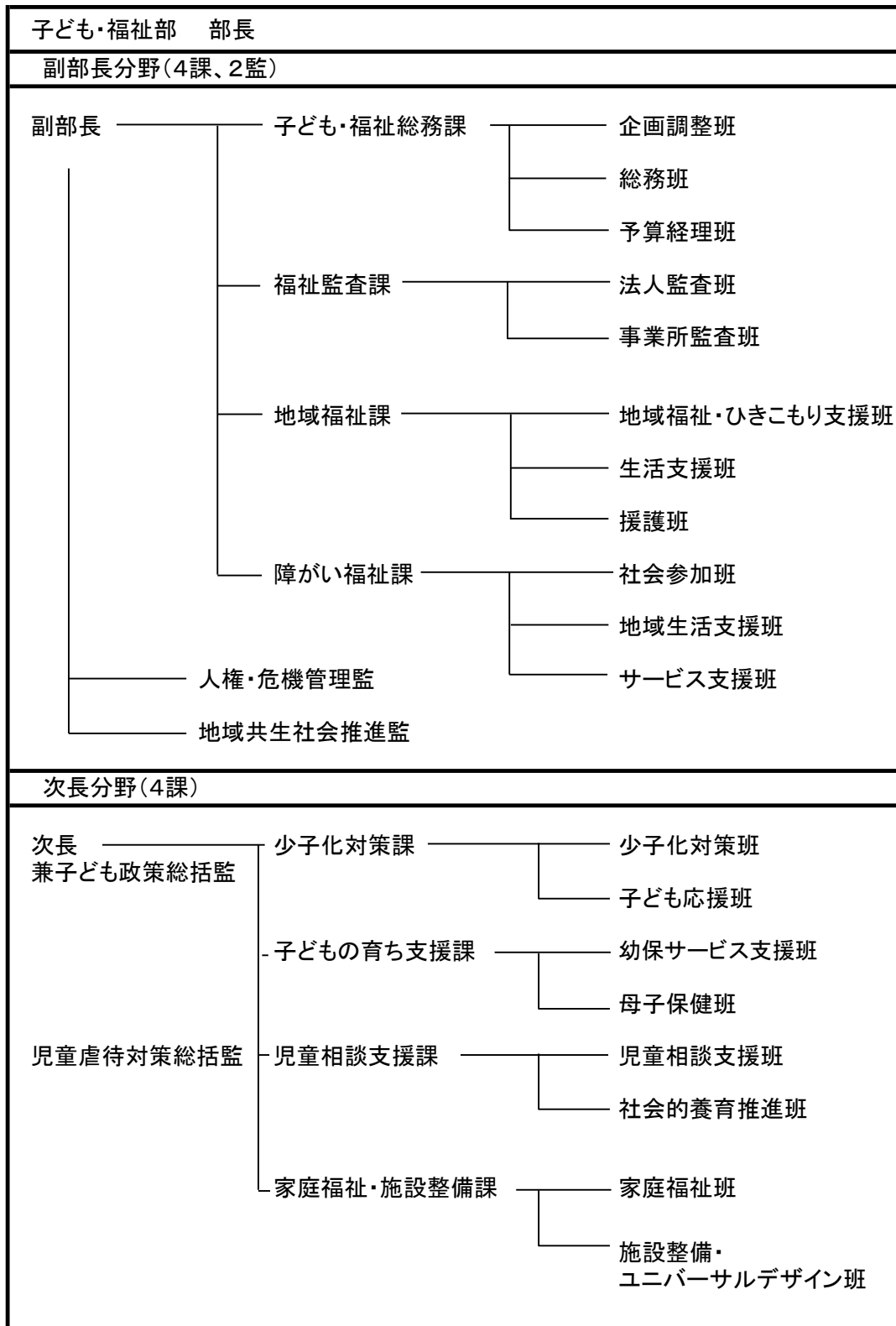
	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	9
(1) 地域福祉の推進	10
(2) 障がい者福祉の推進	17
(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	21
(4) 幼児教育・保育の充実	30
(5) 結婚・妊娠・出産の支援	32
(6) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	38

《別冊》
事務事業概要

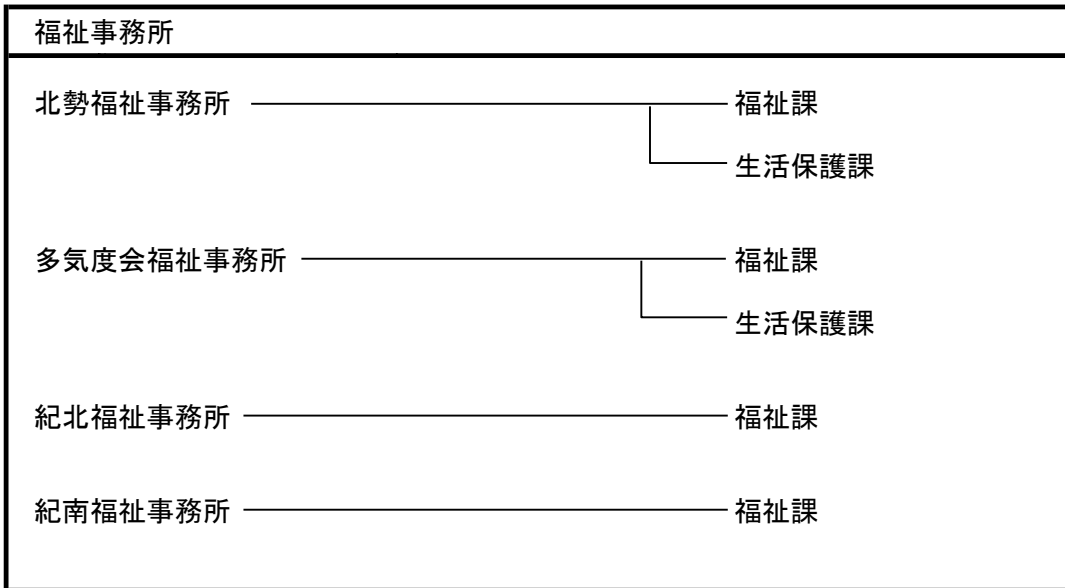
令和8年5月22日
子ども・福祉部

1 組織について

(1)本庁

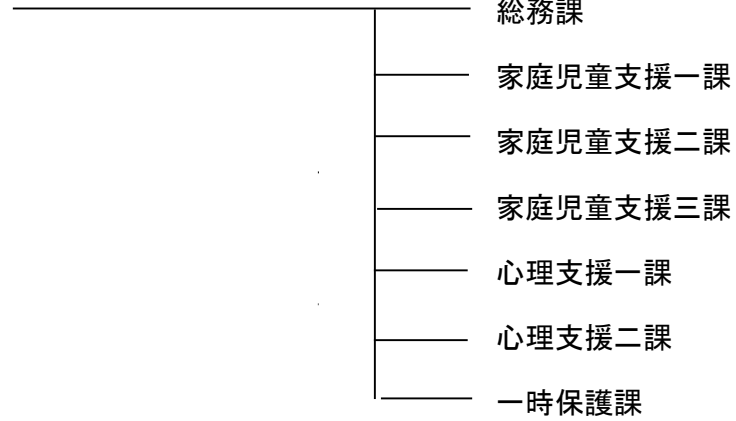


(2) 地域機関

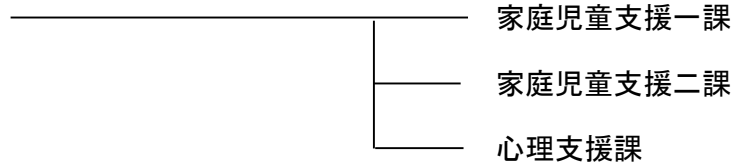


児童相談所

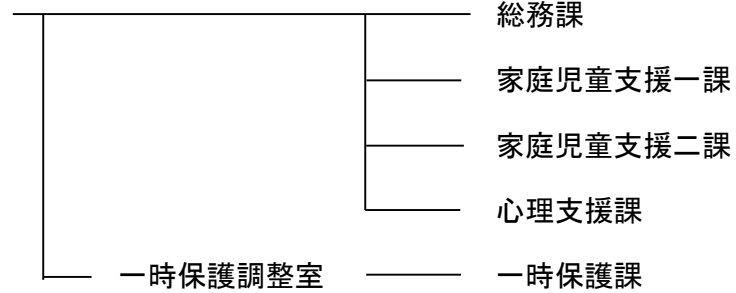
北勢児童相談所



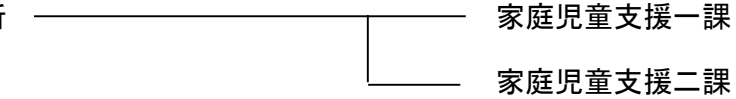
鈴鹿児童相談所



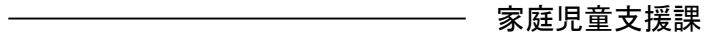
中央児童相談所



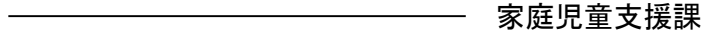
南勢志摩児童相談所

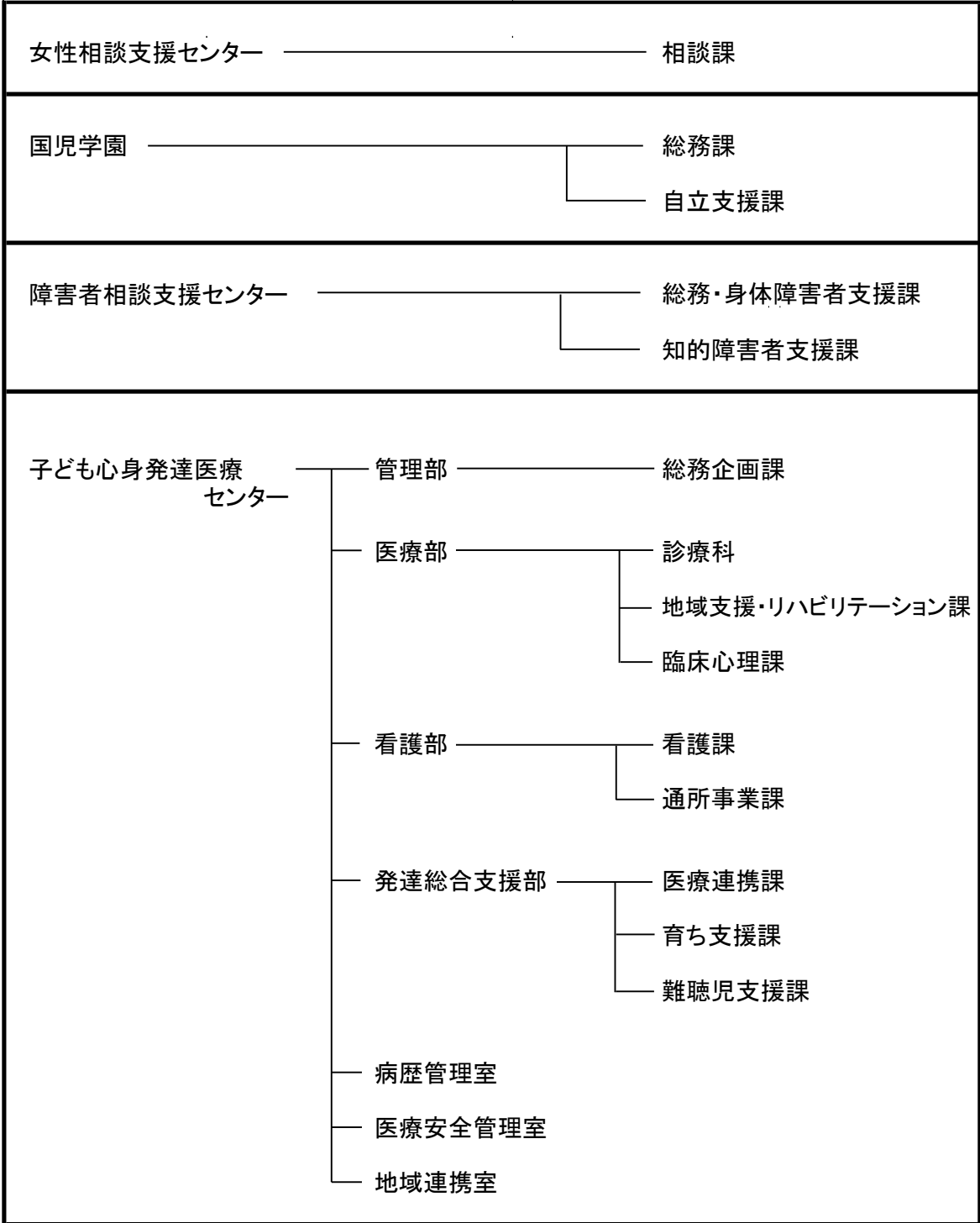


伊賀児童相談所



紀州児童相談所





2 予算について

令和8年度 子ども・福祉部予算

【一般会計】

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度 当初予算 (令和6年度 2月補正 含む) (A)	令和8年度 当初予算 (令和7年度 2月補正 含む) (B)	増減額 (B)－(A)	増減率 (B)－(A)／(A)
民生費	47,688,058 (48,132,343)	50,586,246 (52,376,504)	2,898,188 (4,244,161)	6.1 (8.8)
衛生費	1,806,401 (1,806,401)	1,900,495 (1,900,495)	94,094 (94,094)	5.2 (5.2)
教育費	1,273,556 (1,273,556)	1,121,730 (1,141,369)	△ 151,826 (△ 132,187)	△ 11.9 (△ 10.4)
災害復旧費	— (—)	— (13,249)	— (13,249)	— (—)
合 計	50,768,015 (51,212,300)	53,608,471 (55,431,617)	2,840,456 (4,219,317)	5.6 (8.2)

【特別会計】

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度 当初予算 (A)	令和8年度 当初予算 (B)	増減額 (B)－(A)	増減率 (B)－(A)／(A)
三重県母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	382,163	291,920	△ 90,243	△ 23.6
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会 計	2,550,161	2,798,864	248,703	9.8
合 計	2,932,324	3,090,784	158,460	5.4

子どもの育ちへの支援

少子化対策課 ①⑥⑦ 224-2404 児童相談支援課 ②③④ 224-2883
子どもの育ち支援課 ⑨ 224-2248 家庭福祉・施設整備課 ⑤⑧ 224-2271

「三重県子ども条例」および「ありのままみえっこプラン」（県こども計画）に基づき、全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重をめざし、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町の取組を支援するとともに、子どもの意見表明・社会参画の促進や困難な環境にある子どもへの支援の充実に取り組みます。また、子どもの安全・安心の確保に向けた、関係機関との連携強化による、虐待対応力の強化等に取り組みます。

みえ子ども・子育て応援総合補助金

① **（一部新）みえ子ども・子育て応援総合補助金【330,424千円】**

市町が地域の実情等に合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し、2つの枠を設けて支援します。

- ◆子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組（自由枠）
- ◆保育士確保など仕事と子育ての両立に向けた取組（両立支援枠）

新たな補助制度により横展開を促進

これまでの総合補助金の実績をふまえ、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、市町の取組を支援します。

子どもが豊かに育つ環境づくり

⑥ **（一部新）子どもの育ちの推進事業【54,598千円】**

「三重県子ども条例」に基づき、子どもの権利に関する啓発や子どもの意見表明の推進、子どもに関する施策の情報を一元化したポータルサイトの整備等に取り組みます。

⑦ **（一部新）子どもの居場所支援事業【27,600千円】**

中高生世代を中心に利用できるキッチンカー等を活用した移動式の居場所に、地域団体と連携してモデル的に取り組みます。

また、フリースクールへの運営補助について、現場の実態やニーズに応じて、対象範囲の拡充や補助上限額の引き上げを行います。



子ども食堂の様子

児童虐待の防止・社会的養育の推進

② **（一部新）児童虐待法的対応推進事業【311,277千円】**

一時保護児童の処遇検討段階における弁護士によるアドボケートを実施します。また、迅速かつ正確な情報共有による、警察との連携強化を図るため、児童相談所児童記録システムの改修を実施します。

③ **（一部新）家族再生・自立支援事業【56,489千円】**

社会的養護経験者が施設等退所後に孤立することがないように、新たに自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援に取り組みます。

④ **（一部新）児童相談所管理運営費【281,274千円】**

北勢児相・一時保護所の建替えに向けた詳細設計等に取り組みます。また、業務の効率化を図るため、北勢児相のICT環境の整備を進めます。

⑤ **国児学園運営費【180,146千円】**

寮舎等の建替えに向け、令和7年度の詳細設計に基づき、一部の寮舎の解体工事に着手します。



三重県立国児学園

⑧ **（一部新）ヤングケアラー支援事業【19,741千円】**

相談しやすい体制の整備のため、SNS相談窓口を開設し、SNS広告等による周知を行うほか、寄り添った支援を行うため、当事者や支援者を対象とした交流会を開催します。

⑨ **（一部新）思春期ライフプラン教育事業【14,334千円】**

若者が性や妊娠、健康な体づくりに関する正しい知識を学ぶセミナーを開催し、セミナー受講者が健康な体づくりに向けた検査と医師からのアドバイスを受けられる取組を実施します。

子育て家庭への支援

少子化対策課 ④ 224-2404
子どもの育ち支援課 ①②③ 224-2248

子育て家庭への支援に向け、保育の充実を図るため、中高生を対象とした保育の仕事の魅力発信や地域限定保育士制度の導入により、新たな保育人材の確保を進めるとともに、保育士の離職防止や潜在保育士の職場復帰を促進し、待機児童の解消に取り組みます。また、市町における5歳児健診の実施に向けた支援や男性の育児参画の推進などにより、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援に取り組みます。

保育の充実

① (一部新) 保育対策総合支援事業【768,707千円】 ※R7年度2月補正予算含みベース

新たな保育人材の確保

中高生を対象に、現役保育士との交流や保育の仕事体験などを通じて、保育の仕事の魅力を発信する取組を実施します。

保育士の離職防止

保育士支援アドバイザーを保育現場に派遣し、勤務環境改善を進めるための相談支援や、人間関係や業務に関する悩みを抱える保育士個人が相談できる取組を行います。

潜在保育士の職場復帰

復職に対する不安の軽減を図るため、復職した保育士の就労までのプロセスや復職後の状況を動画で紹介するなど、復職支援を強化します。



<三重県保育士・保育所支援センター チラシ>

② (新) 地域限定保育士試験実施事業【8,752千円】

保育士登録後3年間は受験した都道府県でのみ就労できる地域限定保育士制度を新たに導入し、県内で保育の仕事に就くことを希望する人が保育士試験を受験しやすい環境を整備することで、県内における保育士確保を推進します。

出産・育児への支援

③ (一部新) 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業 【61,711千円】

市町の母子保健体制の整備を支援するとともに、5歳児健診について、県内市町での取組が進むよう、アドバイザーの派遣や研修の実施に加え、健診実施に必要な医師の確保が困難な市町に対して、医師派遣を支援します。



男性の育児参画の推進

④ (一部新) 男性の育児参画普及啓発事業【19,229千円】

若者がライフデザインについて自ら考えるワークショップを大学等で実施し、主体的に人生を選択できるよう後押しするとともに、ワークショップの中で男性の育児参画に関する幅広い情報を提供することで、共育てを前提とした働き方のイメージ定着を図ります。



共生社会の実現

地域福祉課	①②③⑤	224-2256
障がい福祉課	⑥⑦	224-2274
家庭福祉・施設整備課	④	224-2271

さまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、包括的支援体制の整備促進やひきこもり支援等に取り組みます。また、新たに孤独・孤立対策の推進や困難な課題を抱える女性のためのSNS相談窓口の設置等に取り組みます。

さらに、障害者支援施設等において事業運営の透明性や支援の質の確保を図るとともに、適切なサービス提供・アセスメントを実施するための支援を行い、障がい者が地域で安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

地域福祉の推進

① (一部新) 包括的支援体制整備支援事業【14,850千円】

市町における包括的な支援体制の整備が一層進むよう、社会的処方考えも取り入れた研修の拡充や、市町へのアドバイザー派遣に取り組みます。また、福祉分野のみならず他分野の関係機関、関係団体と連携し、県内に共通する課題の解決に取り組む市町が行う先進性や有効性の高い取組をモデル事業として支援します。

② (一部新) ひきこもり支援推進事業【35,375千円】

支援窓口の周知やひきこもりについての理解促進のため、多様な広報媒体を活用した普及啓発に取り組みます。また、広域的な支援体制づくり、市町に対する財政的支援等に取り組むとともに、新たにひきこもり当事者交流会等の当事者同士がつながりを持てる場を提供します。



③ (新) 孤独・孤立対策推進事業【3,590千円】

孤独・孤立対策を推進するため、支援に携わる官民の関係機関が相互に連携、協働するプラットフォーム等を構築するとともに、孤独・孤立を抱える当事者等が参加するシンポジウム・交流イベントを開催します。

④ (一部新) 困難な課題を抱える女性支援推進等事業【60,823千円】

困難な課題を抱える女性が24時間いつでも相談できるよう、SNS相談窓口を設置するとともに、民間団体が運営する施設を活用して支援が必要な人に安心・安全に過ごせる一時的な居場所を提供し、支援の充実を図ります。

⑤ (新) 次世代継承促進事業【2,000千円】

戦後生まれの方々が、戦争の悲惨さと平和の尊さに対する理解を深め、平和の語り部活動などの地域における次世代継承に取り組めるよう、市町やご遺族を対象とした研修会の開催や活動の一助となる教材等を作成します。

障がい者福祉の推進

⑥ (一部新) 障がい者相談支援体制強化事業【151,626千円】

障害者支援施設に、外部の専門的視点を定期的に取り入れるための専門家派遣により、事業運営の透明性や支援の質の確保を図るとともに、重度の強度行動障がいや有する児・者を受け入れて適切にサービス提供・アセスメントを実施できるよう一定の実践経験を有する人材を配置するための支援を行います。また、引き続き、就労に係る相談支援や自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等に関する専門性の高い相談支援事業を実施します。

⑦ (一部新) 障害者介護給付費負担金【12,644,771千円】※R7年度2月補正予算含みベース

障害福祉サービス事業所の指定等審査業務について、事業所数の増加等による審査業務の増大に対応するため、事業所からの相談対応や審査業務の一部を外部委託化し、事務作業の効率化を図ります。また、障害者総合支援法に基づき、引き続き市町が支出する介護給付費の一部を負担します。

3 子ども・福祉部の所管事項について

(1) 地域福祉の推進

【子ども・福祉総務課、福祉監査課、地域福祉課、家庭福祉・施設整備課】

1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

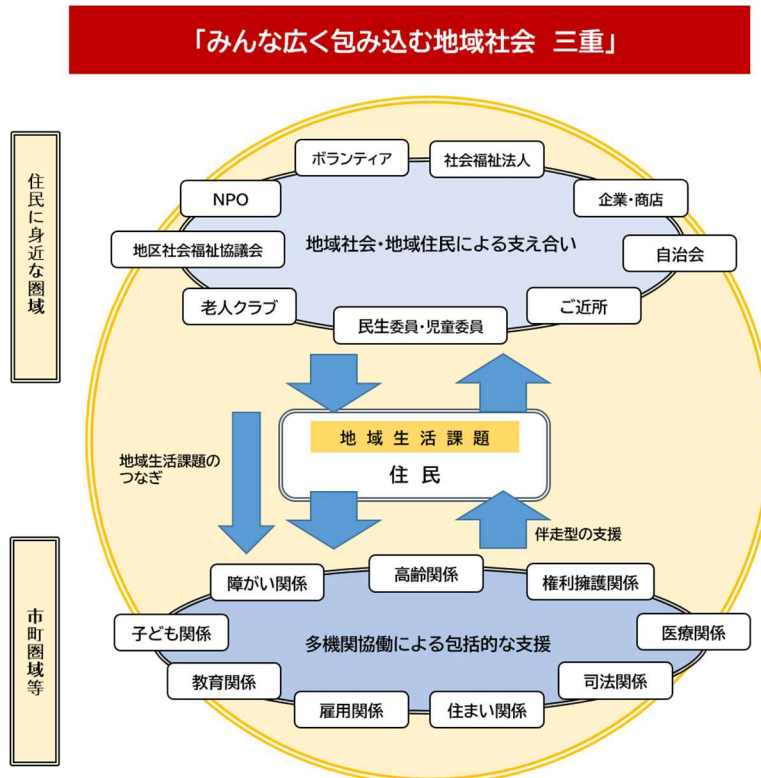
(1) 現状と課題

高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、誰にも相談できず、孤独・孤立の状態となるなど、困りごとを抱え込んでしまう人がいます。

また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。

このような状況において、地域でさまざまな課題を抱える人に質の高い福祉サービスや必要な支援を届けられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉の担い手となるさまざまな主体と連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、社会全体で支え合う体制づくりをより一層進めることが重要です。

こうしたことから、「みんな広く包み込む地域社会 三重」を基本理念とする「第二期三重県地域福祉支援計画」に基づき、相談者の属性や相談内容等にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関等が連携して重層的な支援を行うための体制づくりが県内全域に広がるよう、市町のニーズに応じた支援等に取り組む必要があります。



また、県の社会福祉施策の効率的な展開を図るための総合的施設である三重県社会福祉会館では、三重県視覚障害者支援センターや三重県社会福祉協議会などの福祉関連団体が入居し、活動の拠点としていますが、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいるため、改修を進める必要があります。

(2) 令和8年度の実施計画

①市町における包括的な支援体制づくりへの支援

市町における包括的な支援体制の整備に向けて、重層的支援体制整備事業を実施する市町に対する交付金の交付に加え、先進性や有効性の高い取組の支援を行い、その取組が県内市町に広く展開するよう推進します。

また、包括的な支援体制が充実するよう「リンクワーカー」の取組も参考にしながら、社会的処方考えの考えも取り入れた研修を拡充して実施するとともに、包括的な支援体制の整備が進んでいない市町に対して、課題の聴き取りや体制整備の助言を個別に行うアドバイザー派遣の支援を実施します。

②地域における支援活動の推進

孤独・孤立対策の推進を図っていくため、支援に携わる官民の関係機関が、相互に連携、協働する体制を構築するとともに、孤独・孤立を抱える当事者等が参加するシンポジウム・交流イベントを開催します。

また、地域福祉の要として期待される民生委員・児童委員について、必要な知識習得に向けた研修を実施するとともに、活動内容に関する県民の理解を深め、認知度向上を図るため、情報発信に取り組みます。あわせて、活動しやすい環境の整備やなり手確保に独自に取り組む市町への支援や、市町と連携し、負担軽減の取組検討等を行います。

さらに、災害時における福祉的支援の充実に向けて、能登半島での活動経験もふまえ、DWA T(災害派遣福祉チーム)の派遣体制の強化に取り組むとともに、社会福祉施設におけるBCP(事業継続計画)の策定および実効性の向上を促進していきます。加えて、災害救助法の一部改正等をふまえ、災害時の福祉支援体制のあり方について、検討を進めます。

③福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う県および市町の社会福祉協議会の活動を支援します。

また、安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問い合わせに適切に対応するための体制確保に向けて、三重県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対する補助を行います。

さらに、老朽化が進む三重県社会福祉会館について、平成18年度に耐震化工事を実施し耐震性は確保されているため、躯体を有効活用することとし、改修による長寿命化に向けて、外部改修工事等を進めていきます。

2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、人々の価値観の多様化等を背景に、地域におけるつながりが希薄化しつつあり、いわゆる「8050問題」のように、地域、家庭、個人が抱える課題が複雑化・複合化・深刻化する中、ひきこもり状態にある方やその家族をはじめ、生きづらさを抱える人への支援体制が求められています。

県では、「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」を基本理念とする「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり支援の取組を総合的に推進しています。

引き続き、ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立することのないよう、最も身近な相談機関である市町、本県のひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関、民間支援団体等が有機的に重なり合って連携し、切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

また、再犯の防止について、犯罪や非行に至った者が再び過ちを犯さないためには、刑務所等の矯正施設で自らの罪を深く悔い改め、出直しを期して出所してから、仕事や住居がない、福祉的支援につながらないなどの要因で社会的に孤立しないことが重要です。

犯罪や非行に至った者と地域社会とのつながりが途切れることのないよう、伴走する支援をより一層推進するため、「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」を基本理念とする「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき、再犯防止に関わる国および民間協力者等と連携し、犯罪に至った者等が、再び地域社会で安定した生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。

(2) 令和8年度の取組

①ひきこもり支援

ア 情報発信・普及啓発

ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう支援窓口等の周知に取り組みます。また、ひきこもりという現象やひきこもり支援に関する情報について、当事者やその家族、支援者のみならず、広く県民の皆さんに理解を深めていただくため、「ひきこもり支援フォーラム」を開催するとともに、さまざまな広報媒体を活用した戦略的な普及啓発に取り組みます。

イ 相談支援体制の充実

相談窓口の多様化を図るため、引き続き「ひきこもりピアサポートセンターみえ」の運営に取り組むとともに、市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、支援体制の整備に取り組む市町に対する財政的支援を行います。

ウ 社会参加・活躍支援

ひきこもり当事者や家族には、居住地の自治体からの支援を避けたい（知られたくない）との思いがあり、支援につながらない方々がいることから、居住地とは異なる市町の支援（居場所づくり、家族会）を受けられる事業を試行的に実施します。

また、ひきこもり当事者同士がつながりを持てる場を提供するため、当事者交流会を開催します。

②再犯の防止

高齢、または障がいのある矯正施設退所者等が、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、国や市町、関係団体等との連携強化を図りつつ、居住地確保や福祉サービスの利用支援等に取り組みます。

また、地域全体で社会復帰を支える機運を醸成し、再犯防止の取組を促進するため、支援等に取り組む企業等について、県民の理解が広がるよう県ホームページや広報紙などで情報発信するとともに、市町職員や民間協力者向けの研修会の開催や、保護観察終了者への就労・職場定着支援を実施します。

3 生活困窮者の生活保障と自立支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する人に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置し、複合的な課題を抱えた人の相談に幅広く応じるとともに、住居を失う恐れのある人への住居確保給付金の支給等、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

引き続き、生活保護の適正実施に取り組むとともに、物価高騰等の影響による経済的な不安や生活上の課題を抱える方に対する支援を強化する必要があります。

また、市町に対しては、支援体制の充実を図るため、支援に携わる職員の人材育成に取り組む必要があります。

(2) 令和8年度の取組

①生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立、社会的自立に向けた支援に取り組みます。

また、福祉事務所（県4事務所、14市および多気町）における生活保護の適正実施を進めるため、生活保護法施行事務監査を実施するとともに、関係職員の資質向上に向けて、必要な研修を実施します。

②生活困窮者の自立支援

生活困窮に直面している高齢者等に対する緊急的な経済支援等に取り組むとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、相談者一人ひとりの実情に応じたきめ細かな相談支援を実施します。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱えた人が必要な支援につながるよう、2名のアウトリーチ支援員を中心に、アウトリーチ（訪問型）による相談支援の充実を図ります。

加えて、県内の自立相談支援機関の支援員等の資質向上や生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者や相談員等を対象とした研修会を実施します。

4 ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりの推進

（1）現状と課題

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」という。）および令和5年3月に策定した「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023－2026）」（以下「第5次UD推進計画」という。）に基づき、全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、ユニバーサルデザインの意識づくり（ハード）、だれもが暮らしやすいまちづくり（ハード）、だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（ソフト）の3つの施策体系に沿って取組を進めています。

ユニバーサルデザインの意識づくりに向けては、県民の「おもいやりのある行動」につながるよう、市町やUD団体と連携した学校出前授業の実施のほか、「ヘルプマーク」の普及啓発や、必要とする方への配布を行いました。

「おもいやり駐車場」については、障がい等で歩行が困難な方への利用証の交付や普及啓発を行うとともに、令和5年4月からは妊産婦の利用期限を産後1年6か月から2年（多胎児の場合は3年）に延長し、子育て支援の充実を図っています。



<ヘルプマーク・ヘルプカード>



<おもいやり駐車場>



<利用証>



<適合証>

また、公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすい施設となるよう、UD条例の整備基準に基づく指導および適合証の交付を行うとともに、県内の鉄道駅のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入を支援しました。

さらに、ユニバーサルデザインに配慮された文字や色づかい等、情報提供の際のポイントをまとめた「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の周知・啓発を行いました。

引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けたさまざまな取組を進めていく必要があります。

(2) 令和8年度の取組

「おもいやりのある行動」を広げるため、学校出前授業の実施やヘルプマークの普及啓発など、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。また、「おもいやり駐車場」の適正利用に向けた制度趣旨の周知や、区画の設置の促進に向けた普及啓発を行うとともに、事業者への働きかけを行います。

ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進に向けては、「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」を市町や民間等に周知していくとともに、UD条例の整備基準に基づく指導、適合証の交付を行います。また、公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、駅のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリートイレの設置、ICカードシステムの導入等）や、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。

だれもが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の周知・啓発を行い、だれもがわかりやすい情報の提供を促進します。

「第5次UD推進計画」が最終年度を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、UD条例の基本方針（ハート・ハード・ソフト）に沿って、次期計画の策定に取り組みます。

5 戦没者遺族等の支援

(1) 現状と課題

戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、戦没者遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念される中、県では、令和7年8月に県戦没者追悼式を、11月には沖縄県平和祈念公園にある「三重の塔」において戦没者慰霊式を開催し、遺族とともに戦争犠牲者の冥福を祈るとともに、戦後80年の節目をとらえ、沖縄「三重の塔」について、苑内のバリアフリー化やスペースの確保などの環境整備を進めました。

引き続き、戦争の記憶を風化させないよう、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。

(2) 令和8年度の取組

県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」戦没者慰霊式の開催、全国戦没者追悼式への遺族の参列に対する支援など、戦没者遺族への支援を行うとともに、平和の語り部活動などの地域における次世代継承の取組を促進するため、市町や遺族とともに県内外の取組を学ぶ機会の充実に取り組みます。

6 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施しています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地での指導監査が困難な状況となったため、オンラインの活用や集団指導における動画配信など、効果的な指導監査に取り組んできました。

令和7年度は、従来からの実地による監査を基本としながら、書面やオンラインによる監査も取り入れるなど、実施方法を工夫しながら監査を行いました。また、令和5年度の不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施した施設について、その後の改善状況の確認監査を行いました。

加えて、税理士や社会保険労務士等の専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上につなげました。

○令和7年度 社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導状況

	法人数・施設数	指導監査数
社会福祉法人	104	40
児童福祉施設	444	444
老人福祉施設	286	33
障害者支援施設	39	23

※法人および施設数については、令和7年4月1日現在

○令和7年度 介護保険・障害福祉サービス事業所に対する指導状況

	事業所数	集団指導実施数	運営指導実施数
介護保険サービス	3,509	2,975	270
障害福祉サービス	2,511	2,285	112

※事業所数については、令和7年4月1日現在

(2) 令和8年度の取組

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、適切に実施します。

また、利用者への虐待や不適切保育など、社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、社会福祉法人の運営状況や課題に応じた監査頻度の設定、社会福祉法人等の研修および集団指導の動画配信など、効果的な指導監査を実施します。

さらに、指導監査において税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで、社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上につなげます。

(2) 障がい者福祉の推進

【障がい福祉課】

1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

(1) 現状と課題

①障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。

引き続き、特に重度の障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取組を進める必要があります。

②医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されたネットワークにおける多職種連携や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。

引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備を進めるとともに、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者やその家族が居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるよう取り組む必要があります。

③障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、障害福祉サービス事業所に対する経営改善のための専門家の派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等に対する支援、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達拡大など、工賃向上に取り組んでいます。また、各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職相談・生活支援を行うなど、個々の障がい者に応じた一般就労への移行や定着支援を進めています。

引き続き、工賃向上をはじめ就労支援に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

(2) 令和8年度取組

①障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の現状と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組めます。また、障害福祉サービスの整備状況や重度障がい児・者など障がい特性への対応状況を考慮し、引き続き、地域で必要な障害福祉サービス事業所の整備を促進します。

②医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、相談支援や地域ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）、人材育成等に取り組むとともに、医療的ケア児・者コーディネーターの養成やフォローアップ研修を実施するなど、地域における受け皿の整備を推進します。

③障がい者の就労支援

障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労および生活の一体的支援をきめ細かく行うとともに、障害福祉サービス事業所における工賃等の向上に向けて、専門家の派遣や研修会を実施します。

また、共同受注窓口に対し、受注を促進するコーディネーターを引き続き配置するなど運営を支援するほか、障害者就労施設等からの一層の調達拡大に注力するとともに、県庁での物品販売（マルシェ）への支援に取り組みます。

さらに、就労を希望する障がい者等のための企業、就労系障害福祉サービス事業所説明会を開催します。

2 相談支援体制の強化

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市町による身近な相談支援とともに、県による自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいの専門的な相談支援および障がい者就業・生活支援センターによる広域的な相談支援を実施するとともに、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修を実施し、人材育成を行っています。

より効果的な相談支援体制となるよう、市町において専門的な相談等の対応を担う基幹相談支援センターの整備を促進し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、人材育成に関しては、より効果的な研修となるよう内容の充実や、受講機会の確保および受講しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 令和8年度の取組

基幹相談支援センターの整備促進など、市町の相談支援体制の強化を支援するとともに、地域の人材育成を担う主任相談支援専門員を養成します。

また、県内で優れた取組をしている事業所の職員等に研修の企画・運営に参画いただくことで、より専門性を生かした研修を実施するとともに、研修の定員や実施回数を増やすほか、研修のニーズをふまえて、研修機会の拡充に取り組みます。

3 差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(1) 現状と課題

①障がい者差別の解消

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対し普及啓発を行うとともに、専門相談員の配置など、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、相談事例の検証や情報共有を行っています。さらに、事業者の合理的配慮の提供について、引き続き啓発推進員による事業者への周知・啓発等を行っています。

今後も、障害者差別解消法や条例に基づき、適切な相談対応や事業者等への支援を行うとともに、県民や事業者等に対する普及啓発を進める必要があります。

②障がい者虐待の防止

障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。

令和7年度に施設等で発生した障がい者虐待は24件となっており、そのうち利用者の強度行動障がい起因する虐待が約5割を占めています。

引き続き、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待の未然防止や虐待事案への適切な対応に取り組むとともに、支援が難しい強度行動障がいの状態にある障がい児・者への専門的支援に取り組む必要があります。

③障がい者の社会参加の推進

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組んでいます。また、「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進しています。

さらに、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進するため、地域における活躍の場を広げることを目的に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターによる相談支援を行っています。

加えて、障がい者スポーツを通じた社会参加については、ふれあいスポレク祭や障がい者スポーツ教室を開催しています。

引き続き、芸術文化やスポーツに親しむ機会の拡大など、障がい者の社会参加に向けた取組を進める必要があります。

(2) 令和8年度の取組

①障がい者差別の解消

障がい者差別の解消に向けた普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に適切に対応します。

また、三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例の情報共有や検証を進めるとともに、事業者の合理的配慮の提供について、事業所への訪問等により、周知・啓発に取り組みます。

②障がい者虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、虐待事案の発生した施設等に対しては、専門家チームの助言をふまえながら改善報告を求め、定期的に改善状況を確認するなど、適切に指導を行います。

また、施設等における強度行動障がいの状態にある障がい児・者など対応が難しいケースについて、専門性を有する人材が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施します。さらに、障害者支援施設に、外部の専門的視点を定期的に取り入れるための専門家派遣により、事業運営の透明性や支援の質の確保を図るとともに、重度の強度行動障がいの状態にある障がい児・者を受け入れて適切にサービス提供・アセスメントを実施できるよう一定の実践経験を有する人材を配置するための支援を行います。

③障がい者の社会参加の推進

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組みます。また、「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や手話通訳者の派遣などに取り組みるとともに、最終年度を迎える現行計画の改定に取り組みます。

さらに、芸術文化活動やスポーツを通じた障がい者の社会参加を推進するため、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、関係者のネットワークづくり等に取り組みます。加えて、ふれあいスポレク祭を開催するとともに、特別支援学校に通う児童、生徒を対象とした障がい者スポーツ教室を三重県誕生150周年記念事業に位置付けて開催します。



<三重県障がい者芸術文化祭展示の様子>

(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり

【地域福祉課、少子化対策課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課】

1 子どもの育ちを支える地域社会づくり

(1) 現状と課題

近年、人口減少や少子化の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待やいじめの高止まり、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は依然として深刻です。こうした中、国においては「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定等、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

県では、令和7年3月に「三重県子ども条例」（以下「子ども条例」という。）を改正するとともに、子ども条例に基づく計画と「こども基本法」が定める都道府県こども計画を一体化した「ありのままでみえっこプラン」を策定し、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」に向けて取り組んでいます。

主な取組として、子ども条例の内容や子どもの権利を大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、学校等へ配布するとともに、出前講座等により子どもの権利に対する理解の向上を図っています。

子どもの意見表明および社会参画の促進に向けては、県の子ども施策に子どもの意見を届ける「みえっこ会議」を新たに開催しました（小学生から高校生まで15名が参加）。また、子どもの意見を集めるプラットフォーム「キッズ・モニター＋（プラス）」では、従来の電子アンケートに加え、対面やオンラインで直接意見を聴き取るイベントを実施しています。



<みえっこ会議の様子>

また、地域の子ども・子育て施策の充実に向け、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により支援するとともに、好事例の横展開を目的とした市町担当者向け事例発表会を実施しました。

子どもの育ちや子育て家庭の支援として、「みえ次世代育成応援ネットワーク※」の会員企業等と連携し、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントの支援に取り組んでいるほか、県立の大型児童館「みえこどもの城」において、年齢や発達の程度に応じた遊びの提供や、地域の人材・企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に取り組んでいます。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体を構成するネットワーク（令和8年3月末現在：1,651 会員（企業 960、団体 691））。

このほか、青少年の健全育成に関しては、インターネット・SNSの安全で安心な利用や新たなリスクに関する出前講座を実施し、被害防止とリテラシー向上を図っています。

今後も、子どもの意見を施策に反映しつつ、市町における子ども・子育て施策の充実や、地域の多様な主体と連携した学びや体験機会の創出、青少年の健全育成を推進していく必要があります。

（2）令和8年度の取組

①子どもの権利に対する理解の向上、子どもの意見表明の促進

令和7年度に作成した啓発パンフレットを活用し、子ども条例や子どもの権利の普及啓発を進めるとともに、子どもが必要な時に必要な情報を自ら得られるよう、子どもに関する施策を一元化した情報提供ポータルサイトの整備に取り組みます。

あわせて、「みえっこ会議」と「キッズ・モニター+（プラス）」を引き続き実施し、子どもの意見表明および社会参画を促進します。なお、「みえっこ会議」は三重県誕生150周年記念事業に位置付け、子どもたちによる三重県の未来に向けた発表を行います。

②市町の子ども・子育て支援事業への支援

「みえ子ども・子育て応援総合補助金」（以下「総合補助金」という。）については、これまでと同様の市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施し、子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組を進める「自由枠」と、保育士確保をはじめとする仕事と子育ての両立に向けた取組を進める「両立支援枠」の2つの枠を設けて支援を行います。

また、これまで総合補助金を活用して実施された取組の中から、先駆的で効果が高いと認められる「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度により支援し、県内での横展開を進めます。

③子どもの育ちや子育て家庭を支える取組

「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業・団体等と引き続き連携し、子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、より多くの会員企業がネットワーク事業に参画できるよう取り組み、子どもの育ちを支援します。

みえこどもの城においては、年齢や発達の程度に応じた遊びや、地域の人材、企業・団体等との協働による多様な体験機会の充実に継続して取り組むとともに、三重県誕生150周年記念事業として、文化体験イベント等を子どもたちが参画して開催します。

さらに、青少年の健全育成にあたっては、インターネット・SNS等の安全で安心な利用に関する児童・生徒、保護者向けの出前講座等を実施します。

2 男性の育児参画の推進と家庭教育応援

(1) 現状と課題

子どもの豊かな育ちを支える上で、保護者は重要な役割を果たしています。しかし、三重県における男性の育児休業取得率は 50.0%（令和7年度三重県内事業所労働条件等実態調査）と、対前年度比で 17.3 ポイント増加したものの、女性の取得率（同調査 97.9%）よりも低い状況です。また、家庭の小規模化や地域のつながりの希薄化により、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加しています。こうしたことをふまえ、男性の家事・育児参画の推進や、保護者が過度な不安や負担を感じることなく子育てできるよう情報発信や保護者同士の交流事業の取組が必要です。

ジェンダーギャップを解消し、希望する人が安心して子どもを産み育てることができるよう、令和7年度は、男性の育児休業取得に関して企業 10 社にヒアリングを実施し、そのうち希望した 6 社に対して、課題解消に資する研修資料を活用した出前講座を行い、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを支援しました。あわせて、大学生等への出前講座により若年層の機運醸成を図るとともに、「ワンオペ育児」や「とるだけ育休」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上を図るため、育児当事者の男性とそのパートナーを対象とした家事・育児の役割分担等を考えるセミナーを実施しました。

家庭教育応援の取組としては、市町・関係団体と連携し、参加型ワークショップの進行役（ファシリテーター）の養成を進めるとともに、保護者が子育てのヒントを学べる家庭教育応援Web講座の充実を図っています。

今後は、「共働き」「共育て」を前提とした働き方の見直し、若年層への継続的な普及啓発が必要です。また、地域で安定的に家庭教育の応援に取り組む人材の確保・育成に取り組んでいくことが必要です。



<企業向けセミナーの様子>



<企業向け研修資料表紙>

(2) 令和8年度の取組

①男性の育児参画の推進

これまで作成した男性の育児参画推進に向けた啓発資料を活用し、希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくり、男性の育児参画の質の向上、若者を対象とした機運醸成に引き続き取り組みます。

また、県内の若者を対象として、男性の育児参画に関する幅広い情報を提供するとともに、ライフデザインについて自ら考える機会を新たに提供し、主体的に自分の人生を選択できるよう後押しします。

②家庭教育応援の取組

保護者の子育て・家庭教育を応援するため、参加型ワークショップの進行役となる人材を、市町・関係団体等と連携して引き続き養成します。

また、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援Web講座を充実させ、身近な地域での学びと交流の機会を拡大します。

3 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

子どもの貧困は、経済面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。また、ひとり親家庭においては、家庭の経済状況にかかわらず、仕事と子育てを一手に担わなければならないことから、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。

このため、令和7年3月に策定した「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」に基づき、教育・生活・就業等の支援や経済的支援、身近な地域における切れ目のない支援体制整備を進めていく必要があります。

①子ども・若者の居場所づくり

昨今の物価高騰の影響を受け、経済的に困窮する子育て家庭がより厳しい状況にある中、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所は、誰もが安心して気軽に利用できる場所であり、食の支援だけでなく学習支援、悩みごとの相談場所などのさまざまな機能をもつ存在として、その役割は一層重要となっています。

多様な活動をしている子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、財政的支援に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組んでいます。支援にあたっては、子どもの居場所を運営するNPO等と連携し、多様化する子どもの居場所の活動に沿った取組を検討しました。また、中高生世代をはじめとする若者の居場所づくりの必要性についてセミナーを開催し、多様な課題を抱える中高生世代への対応について市町・NPO等の関係者の理解を促進する取組を実施しました。

さらに、不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助を行っています。

②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図るため、「三重県母子・父子福祉センター」を中心に、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など、資格・技術取得の支援等を実施しています。母子父子寡婦福祉資金については、家計急変者にも対応しながら、貸付を行っています。

また、ひとり親家庭が必要な情報に簡単にアクセスできるよう、ICTを活用した「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット^{*}」システムを運用し、情報提供を行っています。

さらに、一時的に生活援助や保育等が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する市町や、ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町への補助を行いました。あわせて、生活困窮家庭に対して、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組みました。

今後も引き続き、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいく必要があります。

※ひとり親家庭等相談用AIチャットボット

「三重県母子・父子福祉センター」のホームページ上で、お金や仕事、離婚、養育費等に関する質問に対して、24時間365日、約500のFAQから自動で必要な情報を提供するもの。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から十分に認識されず、また、子ども自身や家族がヤングケアラーという問題を認識していないことから、表面化しにくいという課題があります。

令和6年6月、「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが明記されました。支援の対象年齢は、こども期（18歳未満）に加え、おおむね30歳未満とされ、県の役割として、広域的な調査を実施し、ヤングケアラーの把握から支援につながる仕組みを構築することや、市町の取組のサポートが求められています。

県では、ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座等を実施しています。

また、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、福祉・介護・教育などの関係機関職員向けの研修会を開催するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、情報提供や助言などを行っています。

さらに、関係機関が共通して利用できるアセスメントシートを作成し、活用を促すほか、高校生から30歳未満の若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めています。

今後も引き続き、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいく必要があります。

小学生、中学生のみなさんへ

日常的に家族の世話をしたり、家のことをしている
子どものこと、知っていますか？

本来大人がするような、家族の介護や幼い子どもの世話、家のことなどを日常的に行っている子ども・若者のことを「ヤングケアラー」といいます。
どんなことをして、どんな思いでいるのか、どんなことに困っているのか、これから学んでいきましょう。

例えば、このようなことをしています。

<p>幼い子どもが世話をしている</p>	<p>買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている</p>	<p>目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている</p>
<p>家族の身の回りの世話をしている</p>	<p>慢性な病気の家族の看病をしている</p>	<p>家族の入浴やトイレの介助をしている</p>
<p>家族のために通訳をしている</p>	<p>気持ちが不安定な家族の話を聞いている</p>	<p>家計を支えるために労働をして、家族を助けている</p>

ヤングケアラーの可能性があると
言われています

約15人に1人 (小学6年生) 約17人に1人 (中学2年生)

【令和2年度及び3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究「子ども家庭庁HPより転載」】

近くにいる大人以外にも、安心して話せる相談窓口があります

ヤングケアラー相談窓口 (令和6年4月現在の県内相談窓口)

1 市町相談窓口

各市町の相談窓口は、三重県ホームページでご確認ください。
【三重県】子どもに関わる悩みや相談：ヤングケアラー相談窓口(mie.lg.jp)
(アドレス) https://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/000117533_00005.htm

※おうちの方も困ったことや心配なことがあったり、
気になる子どもがいたらご相談ください。

嬉しいときは、先生や周りの大人に聞いてみましょう

2 その他の相談窓口

機関・相談窓口名	電話番号
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 (24時間受付)
子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110 (平日8時30分～17時15分)
子どもほっとダイヤル	0800-200-2555 (毎日13時～21時 但し、年末年始は休み)
チャイルドラインMIÉ	0120-99-7777 (毎日16時～21時 但し、年末年始は休み)
親子のための相談LINE	(平日10時～20時 但し、祝日、年末年始を除く)
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783 (24時間受付)

令和7年2月 発行 三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課
TEL 059-224-2271 FAX 059-224-2270
Email kodomok@pref.mie.lg.jp

＜子ども向けリーフレット＞

(2) 令和8年度の取組

①子ども・若者の居場所づくり

多様な子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため補助制度を見直すほか、引き続き、子ども食堂を含む子どもの居場所を運営するNPO等と連携し、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組みます。

また、中高生世代が気軽に立ち寄れるよう、学校周辺や通学途中など、中高生が日常的に集まる場所に定期的に赴く、キッチンカー等を活用した「アウトリーチ型」の移動式居場所づくりにモデル事業として取り組みます。

あわせて、不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、引き続き、フリースクール等を運営する団体に対して、運営経費の一部を補助します。

②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭が窓口での相談につながり、必要な支援が受けられるよう「三重県母子・父子福祉センター」の認知度および専門性の向上に取り組むとともに、支援を必要とする人が必要な情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、AIチャットボットによる対応について、内容の充実に取り組みます。

また、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介、資格・技術取得の支援に取り組むとともに、母子父子寡婦福祉資金については、家計急変者にも対応しながら、貸付を行います。

あわせて、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対する学習支援を実施する市町への補助を行います。生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等については、個々の世帯の状況に応じた支援に取り組み、自立に向けた進学、就職につなげていきます。

さらに、物価高騰の影響が長期化する中、とりわけ家計に大きな影響を受ける低所得のひとり親家庭に対し、緊急的な生活支援として、子ども1人あたり2万円相当のデジタル商品券等を交付します。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解が必要となるため、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。

また、対象者を適切に把握し連携して支援を行う必要があるため、関係機関職員向け研修会の実施やアセスメントシートの活用促進を図るとともに、ヤングケアラー・コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。

さらに、相談しやすい体制整備が支援にあたっての課題となっていることから、LINE相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。

4 発達支援が必要な子どもへの支援

(1) 現状と課題

発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まっており、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想される中、子ども心身発達医療センターを拠点に子どもの発達支援の充実に向けて取り組んでいます。

発達障がいに係る診療ニーズの高まりを受け、子ども心身発達医療センターでは、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医等を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築に向けて取り組みました。

また、初診の予約方法について、令和6年度分からは電子申請により24時間申込可能としているほか、予約可能な期間を3か月ごととし、受診者を院内の調整会議で決定することで、児童精神科医療の必要な方を、より適切な時期に診療につなげるよう取り組んでいます。

さらに、市町における保健・福祉・教育の機能を一元化した総合窓口で発達支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の養成（令和7年度は4名を養成）、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM[※]と個別の指導計画」の保育所等への導入の促進など、発達に課題のある子どもへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、地域での支援体制を充実できるよう取り組む必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなろ学園が開発したアセスメントツール。

(2) 令和8年度の取組

子ども心身発達医療センターにおいて、児童精神科医療の必要な方を、より適切な時期に診療につなげるよう引き続き取り組みます。また、未就学児の発達に関する相談や進路・学習面に関する相談などの緊急性の高くないケースについては、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、専門性の高い医療提供体制を維持していきます。

さらに、医師の確保や専門人材の育成に取り組むとともに、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における診療体制の確保・充実を図ります。

5 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

県内の女性相談窓口への相談は毎年 3,000 件以上発生しており、令和7年度は 3,660 件となりました。相談内容は、夫等からのDVに関する相談が約4分の1を占めるほか、生活困窮をはじめとする経済的な問題や住居の問題など、多岐に渡っています。

<女性相談窓口の相談件数推移>

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
件数	3,633	4,350	3,599	3,429	3,499	3,379	3,660
うち、夫等の暴力に関する相談	964 (26.5%)	1,337 (30.7%)	981 (27.3%)	992 (28.9%)	934 (26.7%)	903 (26.7%)	911 (24.9%)

県では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことを受けて策定した、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に基づき、困難な問題を抱える女性への包括的な支援の取組を推進しています。

主な取組として、「三重県女性相談支援センター」（以下「センター」という。）や福祉事務所に配置している女性相談支援員を中心とした電話や対面による相談に加えて、24時間相談を受け付けるSNS相談を実施しています。

また、センターにおいて一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4～7割と高くなっており、同伴児童は面前DVによる心理的虐待や、保護された女性と同様に身体的虐待を受けている事例があることから、センターに同伴児連絡調整員を配置し、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関との連携に取り組んでいます。

さらに、センターの機能強化に向けて、令和7年度からは女性支援コーディネーターを配置し、NPO等関係機関の活動と支援を必要とする女性のマッチングに取り組んでいます。

引き続き、センターの相談機能の強化や、関係機関と連携した切れ目のない支援に取り組んでいく必要があります。

(2) 令和8年度の取組

D V被害者のほか、困難な問題を抱える女性への支援に取り組むため、女性相談支援センターにおいて、引き続き女性相談支援員による専門的な相談支援を実施するとともに、研修会を開催し、女性相談支援員の人材育成に取り組めます。

また、D Vが起こらない社会の形成のために、インターネット広告を活用した啓発等に取り組むほか、市町や団体等の多様な主体との連携・協働による支援の充実に向け、「三重県D V被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の開催や女性支援コーディネーターによる取組を推進します。

さらに、困難な問題を抱える女性が気軽に相談できるよう、新たにL I N E相談窓口を設置するとともに、S N Sを活用して相談窓口の周知に取り組むほか、支援が必要な人に一時的な居場所を提供するなど、支援の充実を図ります。

(4) 幼児教育・保育の充実

【子どもの育ち支援課】

1 幼児教育・保育サービスの充実と放課後児童対策等の推進

(1) 現状と課題

県内では、令和7年4月1日時点で、84人の待機児童が発生しており、その9割が多く保育士を配置する必要がある0～2歳の低年齢児となっています。共働き世帯の増加や女性就業率の上昇等により、今後も低年齢児の保育ニーズの高止まりが見込まれる中、令和6年4月から保育士の配置基準の見直しや、障がいのある子ども等の受入れ、令和8年度から本格実施している「こども誰でも通園制度」への対応など、さらなる保育士の確保が必要な状況となっています。

県では、保育所等の待機児童解消や保育士の確保に向けて、「三重県保育士・保育所支援センター」のウェブサイト「みえのほいく」で保育の仕事の魅力を発信するとともに、施設整備や職場環境の改善を行う市町等の取組を支援しています。

あわせて、給与・賞与等の処遇改善につながる保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施し、令和7年度は2,878人が修了しています。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受け入れる保育所等の担当者等を対象とした研修（2回）を行いました。

今後も引き続き、保育士確保に向けた取組や、保育士の処遇改善につながる取組を、より一層進めていくことが必要です。

また、保育士の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣（21園のべ50回）して、子どもとの接し方や保護者対応、若手保育士の指導方法などに関する助言等を行いました。

今後も引き続き、保育士の離職防止を図っていく必要があります。

放課後児童対策では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が放課後を過ごす場として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に対する取組や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができる病児保育等の取組などについて、市町を通じて支援をしています。また、運営人員の確保のため、放課後児童支援員認定資格研修を実施しており、令和7年度は293人が修了しています。

今後も、より一層、取組を充実させていく必要があります。



<みえのほいくホームページ>

(2) 令和8年度の取組

①保育士の確保

保育所等の待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を支援するほか、引き続き、「新たな保育人材の確保」「保育士の離職防止」「潜在保育士の職場復帰」の観点から保育士確保の取組を推進します。

新たな保育人材の確保については、保育士の仕事に就くことを希望する人材を増加させるため、中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施します。また、引き続き、保育士をめざす学生に対して、保育士修学資金の貸付を行うとともに、指定保育士養成施設の学生の保育所等への就職を促進するため、保育所等の実習担当者を対象として、実習生を受け入れる際に配慮すべき点などを学ぶ研修を実施します。さらに、これまで国家戦略特区に限り認められていた地域限定保育士制度を導入し、保育士資格を取得して、県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。

保育士の離職防止については、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言を行うとともに、新たに保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、新任保育士の就業継続につながる研修を実施するとともに、保育補助者の活用や保育関連業務へのICTの導入などにより、職場環境の改善を図っていきます。

潜在保育士の職場復帰については、「三重県保育士・保育所支援センター」への潜在保育士等の登録を促進するとともに、最新の求人情報や職場復帰研修の情報を積極的に発信するなど、同センターの人材バンク機能を強化し、保育所等への就職支援を進めていきます。また、潜在保育士の保育所等への復職事例を紹介し、復職に不安を持つ潜在保育士が復職に向けて動きだすことを後押しします。

②幼児教育・保育の質の向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高め、資質向上および処遇改善を図るため、保育士等キャリアアップ研修や新任保育士の就業継続研修、職場環境改善研修を実施します。

③放課後児童対策の推進

放課後児童クラブや放課後子ども教室の施設整備、運営への支援を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、低年齢児の保育を行う地域型保育の家庭的保育者や放課後児童クラブの補助員となる子育て支援員の研修等についても、引き続きオンラインによる研修を実施するなど、受講しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、病児保育の運営や施設整備への支援を行い、地域の保育環境の整備を推進します。

(5) 結婚・妊娠・出産の支援

【少子化対策課、子どもの育ち支援課】

1 出会いの支援

(1) 現状と課題

未婚化が少子化の大きな要因となっている中、結婚を希望する人の未婚理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位となっていることから、出会いの支援等を通じ、結婚したいという希望の実現に取り組むことが必要です。

県では、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、結婚を希望する人への相談対応や出会いイベントに関する情報提供、市町と連携した広域的な出会いの機会の創出等に取り組んできました。

令和8年2月には多数の希望者が利用でき、より多くの顔合わせにつながるよう、AIを活用したマッチングシステム「みえむすび」を導入し、出会いの機会拡充を進めています。あわせて、安心・安全な出会いの機会の提供に向け、マッチングシステム利用者の希望に応じて顔合わせに同席し、その後のフォローを行う「みえの縁むすび地域サポーター」制度を構築し、養成・認定を行いました。

これらの取組を着実に進めるとともに、「みえむすび」の周知拡大、申込・登録者の増加、利用者ニーズに応じた適切な支援の提供が必要です。



三重県が運営する AI マッチングシステム

みえむすび

みえで、むすぼう

三重県内で結婚を希望する方が
お相手を探すための会員制
【1対1マッチング】サービスです。

登録・利用 無料 三重県運営

会員登録や詳しいご案内は
みえ出逢いサポートセンターの
ホームページでご確認ください

AI マッチングシステム「みえむすび」の特徴

- 自分のスマホでいつでも利用可能**
ご自身のスマホやパソコンなどを使って、ご自宅などどこからでも会員登録やお相手検索、マッチングの申し込みができます。
- AIがあなたにお相手を紹介**
会員の利用情報等に基づき、AIがお相手を紹介する機能もあります。
- 顔合わせの同席などボランティアがサポート**
会員の希望により「みえの縁むすび地域サポーター」の顔合わせの同席や交際成立後のフォローも受けることができます。

登録要件

- 交際に結婚を希望し、自ら婚活に取り組みたい意思のある18歳以上の独身の方
- 三重県在住・在勤・在学もしくは三重県にゆかりのある方
- スマートフォン、パソコン等をお持ちで、自分で操作可能な方 等

お問い合わせ

みえ出逢いサポートセンター
TEL 059-355-1322 FAX 059-355-1321
受付時間 10:00~18:00

三重県伊勢市船江1丁目471-1
ミナス伊勢内
TEL 0596-21-1522 FAX 059-355-1321
受付時間 11:00~19:00

主催 三重県子ども・福祉部少子化対策課（津市広明町13番地） TEL:059-224-2404



三重県が運営する AI マッチングシステム

みえむすび

<みえむすびのチラシ及びロゴマーク>

(2) 令和8年度の取組

「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うとともに、市町等との連携による出会いの機会の創出に取り組みます。

また、「みえむすび」会員の利用状況に応じた適切な支援を行い、システムの周知・広報を継続的に実施することで申込・登録者を増やし、出会いの機会の一層の充実を図るとともに、安心・安全な出会いの機会の提供につなげるため、会員の希望に応じて支援する「みえの縁むすび地域サポーター」の養成・認定を行います。

さらに、若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

2 ライフデザインの促進

(1) 現状と課題

核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、自らのライフデザインを考える上では、世代に応じて、妊娠・出産に関する医学的な知識を身につけることも重要です。

このため、県では、思春期世代や若年層のライフデザインを促進するため、産婦人科医会と連携して、県内の大学や企業にアドバイザーを派遣し、ライフプラン教育に関する講座を実施(大学2校315人参加、企業3社186人参加)しました。

また、産婦人科医会と作成したパンフレットを活用した小学校での出前授業(津市1校、四日市市3校、桑名市1校、志摩市2校)や、養護教諭等が思春期の子どもや家族が抱える性に関する課題解決に向けた支援方法等を学ぶ「思春期保健指導セミナー」(参加者154人)などを実施しました。

今後も、子どもを含めた若い世代に自らのライフデザインを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会の提供に取り組む必要があります。

思春期世代の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制として、「妊娠SOSみえ」相談窓口を設置し、電話相談やSNS相談を実施しています。令和7年度の相談件数は、電話相談101件・SNS相談566件、合計667件となり、引き続き、相談窓口の周知に取り組む必要があります。

<妊娠SOSみえの相談件数推移>

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
電話相談	165	164	198	117	141	101
SNS相談	146	256	587	633	641	566
合計	311	420	785	750	782	667

(2) 令和8年度の取組

①思春期世代や若者層への啓発

大学生や若手従業員が自らのライフデザインを考えるきっかけとなるよう、大学や企業にアドバイザーを派遣し、妊娠・出産や性に関する医学的情報や、子育てと仕事の両立等の「働き方」を含めた総合的な情報を学ぶ講座を開催します。また、思春期保健指導セミナーの開催など、関係機関・団体と連携して普及啓発に取り組みます。

さらに、将来の妊娠・出産を考える若い世代が、妊娠・出産に向けた健康管理に取り組むことを推進するため、性や妊娠に関する正しい知識や健康管理の大切さを学ぶセミナーを開催し、セミナー受講者が健康な体づくりに向けた検査と医師からのアドバイスを受けられる取組を実施します。

②若年層が相談しやすい体制の整備

予期せぬ妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、「妊娠SOSみえ」において、電話相談やSNS相談を実施するとともに、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制の整備や相談窓口の一層の周知啓発を行います。また、医療機関受診の同行支援や妊娠判定費用の補助など、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。

3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

①経済的支援

令和4年4月から不妊治療は保険適用となりましたが、県では保険適用外の先進医療等に対して独自の助成制度を創設し、自己負担額を理由に治療をあきらめることがないよう、市町と連携して支援に取り組んでいます。

また、小児、思春期、若年がん患者が、がん治療前に行う妊孕性温存治療費への助成について、国の助成制度を活用しつつ、従前の県の助成基準を維持できるように取り組み、令和7年度は42件の助成を実施しました。

今後も不妊治療に対する支援を行うとともに、がん治療を行う方が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることがないよう、妊孕性温存治療への支援に取り組む必要があります。

②精神的支援

「三重県不妊専門相談センター」において、不妊や不育症に悩む人の相談対応を行っており、令和7年度は延べ172件の相談に対応しました。また、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を実施しています。

今後も、不妊ピアサポーターへのフォローアップ講座などを通じてサポーターの知見を深め、相談者に寄り添った支援を進めていく必要があります。

仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩んでいるとの声もあり、不妊治療を受けやすい環境づくりの推進が必要です。

このため、県では、令和元年度に労使や医療などの関係団体と締結した連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立に関する講演会などを開催しています。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、令和7年度は56名を養成しました。

今後も企業における不妊治療に対する理解を促進するなど、不妊治療と仕事の両立を支援する必要があります。

(2) 令和8年度の取組

①経済的支援

子どもを持つことを希望する方が、経済的な理由で不妊治療をあきらめることがないように、市町と連携して支援を実施します。

また、小児、思春期、若年のがん患者が、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、妊孕性温存治療に対して県独自の上乘せ助成を実施します。

②精神的支援

「三重県不妊専門相談センター」において専門相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催するなど、不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減する取組を実施します。

また、不妊治療と仕事の両立に向けて、連携協定に基づく企業向けセミナーの開催や、不妊症サポーターの養成などを通じて、企業における機運醸成がより一層進むよう取り組めます。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

出産・育児の支援体制について、県内のどの地域においても、妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる「出産・育児まるっとサポートみえ」を推進するため、市町の母子保健事業の現状把握を行うとともに、市町の課題整理や地域の実情に応じた体制整備等についてアドバイザーを派遣し、支援を行っています。また、身近な地域で相談支援の中心的な役割を担う「母子保健コーディネーター」の養成に取り組んでおり、令和7年度は新たに30人を養成しました。

今後も、市町の母子保健事業の支援を行うとともに、母子保健事業実施の核となる人材の育成に取り組む必要があります。また、全ての市町で実施されている産婦健診等の結果を活用した、切れ目のない支援を行うための仕組みづくりを進めていく必要があります。

妊産婦は、自身のみならず、胎児や新生児の健康等に強い不安を抱えるケースが多い一方で、家族等の支援を得られず孤立する人も少なくない状況です。このため、県では母子生活支援施設を活用し、さまざまな不安を抱える妊産婦に対して休息の場を提供し、助産師等が専門的なケアや助言を行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施しています。

今後は、モデル事業の実施を通じて得られた受入ノウハウを市町と共有し、市町の産後ケア事業の充実に向けて支援していく必要があります。

集団生活を営む上で必要な社会性の発達を確認するために重要な5歳児健康診査について、県内市町の取組が進むよう、市町の実態や課題等を調査し、支援策について検討を行いました。

今後は、全ての市町で5歳児健康診査が実施されるよう、それぞれの市町の状況に応じて支援を行っていく必要があります。

予防可能な子どもの死亡を減らすため、令和2年度から国のモデル事業を活用して実施しているCDR (Child Death Review) ※について、今後も検証事業を継続するとともに、検証から得られた予防策を各部局と連携しながら取り組む必要があります。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証 (CDR) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関するさまざまな情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

(2) 令和8年度の取組

①妊産婦から子育て家庭への切れ目のない支援

県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児およびその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる体制づくりに取り組むため、市町のこども家庭センター等において中心的な役割を果たす「母子保健コーディネーター」を養成するとともに、妊娠届出時アンケートや産婦健診の結果を活用して、関係機関と連携した産前産後の支援体制の強化に取り組みます。

また、地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスを提供し、妊産婦や乳幼児の健康水準の維持・向上を図るため、専門的な視点から、市町に助言・支援を行う「母子保健体制構築アドバイザー」を派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等、対象市町に応じた内容について必要な指導等を行います。

心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対しては、母子生活支援施設や助産師を活用し、心身のケアや育児サポートなどを広域的に行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を引き続き実施するとともに、事業のあり方についても検討していきます。

市町の実施する5歳児健康診査の取組を支援するため、医師等の専門職の確保が課題となっている市町への医師等の派遣支援や、5歳児健診アドバイザーによる助言等を行い、全ての市町で5歳児健康診査が実施されるよう、支援を行います。

②予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

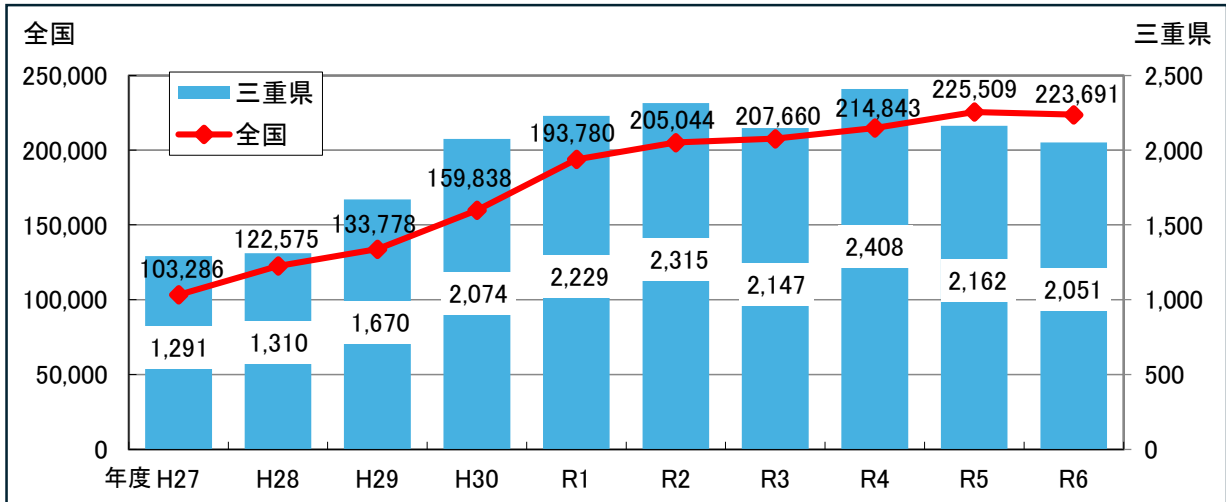
（６）児童虐待の防止と社会的養育の推進

【児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課】

1 児童虐待防止の推進

（１）現状と課題

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成30年度以降、2,000件を超える高い水準で推移しています。



＜児童虐待相談対応件数の年次推移＞

県では、児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するなど、児童相談所の体制強化を進めてきたところですが、令和5年5月に児童相談所が関与していた児童が死亡する事案が発生しました。

事案を受けて、令和6年3月にとりまとめられた第三者の検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「連携強化」「人材育成（研修）」の3つの視点で再発防止に取り組み、令和7年7月には「子どもを虐待から守る条例」を改正し、令和8年3月には、同条例の内容をより一層推進するための具体的な取組を定めた「子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画」を策定しました。

「子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす」という計画の基本理念のもと、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護及び支援、体制整備など、切れ目なく子どもを虐待から守るための取組を推進していく必要があります。

（２）令和8年度の取組

①児童相談体制の強化

児童相談所における対応力を強化するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を着実にを行うとともに、一時保護所における第三者評価を受審し、一時保護児童への支援を強化します。

市町の「こども家庭センター」の設置促進および運営の質の向上に資する研修や体制整備に向けた助言の実施等を通じて、市町の児童相談体制の強化を図ります。

身近な相談ツールとしてSNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境を整え、児童虐待通告、子育て相談等に対応します。

外国につながる子どもへの支援については、児童相談所への外国人支援員の配置箇所を拡充し、外国人コミュニティに寄り添うNPOと連携していきます。

②専門人材の育成

職員の専門性の向上を図るため、令和7年2月に策定した「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、職員の経験年数に応じた体系的な研修の実施等に取り組めます。

③関係機関との連携強化

市町要保護児童対策地域協議会に対して助言を行うなど、市町における連携体制の強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー等の派遣や、市町職員を対象とした研修を実施します。

警察との連携強化に向けては、児童相談所児童記録システムの機能の拡充による迅速かつ正確な情報共有や、令和7年度に作成した警察と児童相談所との合同研修において使用する動画の活用により、児童虐待対応の現場における児童相談所職員と警察との連携強化を図ります。

④子どもの権利擁護

子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた取組をさらに推進するため、引き続き、アドボケイトの派遣先を拡充していきます。また、令和8年度からは、子どものニーズの多様性をふまえ、保護や措置の状況に応じた適切かつ効果的な支援ができるよう、児童相談所一時保護所へ弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトを導入します。

さらに、一時保護中の児童が適切な教育を受けられるよう、学校に在籍している児童の通学支援について段階的な拡充を検討する等、支援の充実を図ります。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、県では、妊娠・出産期の予防的な支援から、子どもが自立するための支援まで、切れ目なく隙間のない支援に取り組むため、令和7年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画（I期）」に基づき取組を進めています。

今後も、「全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す」という計画の基本理念のもと、取組を進めていく必要があります。

①里親委託の推進および施設の多機能化

里親支援については、里親支援センター^{※2}か所とフォスターリング機関^{※2}か所を県内に設置し、里親制度の普及・啓発や里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上に取り組みました。

今後も、里親委託の推進に向けてフォスタリング機関や里親支援センターの設置を進めるとともに、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制を充実させる必要があります。

※フォスタリング機関

里親の普及啓発および状況把握、里親登録前から委託後の里親研修、子どもと里親家庭との調整、子どもの委託中の里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した支援を行う機関。

※里親支援センター

里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする児童福祉施設。

また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設職員の負担軽減や人材確保を行い、体制強化を進める必要があります。

さらに、施設入所児童の家庭復帰に向けては、虐待が再発することのないよう親子関係の再構築支援や、保護者支援の充実に取り組む必要があります。

②施設入所児童等の自立支援

児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもは、社会経験の乏しさや虐待を受けた影響による自己肯定感の低さなど、さまざまな困難を抱えています。社会的養護からの自立を控える子どもや生活基盤が弱いケアリーバー（社会的養護経験者）は、厳しい生活環境に追い込まれることが懸念されるため、当事者の孤立を防ぎ、自立できる環境を整備する必要があります。

③国児学園および北勢児童相談所の施設整備

県内唯一の児童自立支援施設である国児学園や、北勢児童相談所について、施設の老朽化が進んでいることから、入所児童の生活環境の改善を図るため施設整備を進める必要があります。

（2）令和8年度の取組

①里親委託の推進および施設の多機能化

家庭的養育の推進に向けて、フォスタリング機関や里親支援センターの設置を進め、関係者と連携して里親制度を多角的に普及啓発するとともに、里親の新規開拓や里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

ファミリーホームについては、職員体制の充実に向けた補助を行っていきます。



<三重県里親啓発
公認キャラクター
みえさとちゃん>

また、施設入所児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、施設の小規模グループケア化・地域分散化等の推進や、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。

さらに、児童の家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等を行うため、保護者支援プログラムの提供に取り組みます。

②施設入所児童等の自立支援

里親家庭や児童養護施設等から退所を控えた子どもやケアリーバーに対して、新たに、孤立防止に向けた自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援を行うなど、施設入所中から退所後における自立に向けた切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

③国児学園および北勢児童相談所の施設整備

入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む国児学園および北勢児童相談所の施設整備に向け、国児学園については令和7年度の詳細設計に基づき一部の寮舎の解体工事に着手するとともに、北勢児童相談所については詳細設計等に取り組みます。



第1章 計画の策定の考え方

- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受けて取りまとめられた、第三者による検証委員会からの提言もふまえ、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成」の3つの観点から「子どもを虐待から守る条例」を改正（令和7年7月施行）。
- ・改正条例第25条に基づき、条例の内容をより一層推進するため、具体的な取組を定める。
- ・改正条例で新たに規定した施策を中心として、「三重県社会的養育推進計画」「健やか親子いきいきプランみえ」等の関連計画のうち、児童虐待防止施策に資する取組も加えて整理。

第2章 児童虐待を取り巻く県内の状況と課題

- ・県内の児童相談所の児童虐待対応相談件数は2,000件を超える高い水準で推移
- ・心理的虐待の件数が最も多く、約半数は家庭内でDVを目撃する事例
- ・被虐待児童の年齢は6歳までの件数が約4割

第3章 基本理念

子どもが、心も身体も傷つけられることなく、安全に安心して暮らせる社会をめざす

第4章 施策の具体的な展開

第1節 総論

(1) 子どもの権利擁護の取組の推進

- ①「子どもの権利」に関する周知・啓発
- ②「体罰によらない子育て」の周知・啓発

(2) 通告の徹底や支援の仕組みづくり

「子どもや子育て家庭の変化（SOS）への気づき」「支援の入り口である通告の徹底」「その後の支援」について、教育や保育等の関係機関職員、市町とともに、ワンチーム意識のもと、情報共有や役割分担の連携の仕組みづくりを検討【新】

第2節 未然防止

(1) 妊娠期からの子育て家庭への切れ目のない支援

- ①市町こども家庭センターの運営強化支援
統括支援員、母子保健コーディネーター等の人材育成や専門性の確保に向けた研修の充実
- ②関係機関の相談機能の強化
児童家庭支援センター、NPO等関係機関との連携体制の構築【拡】
- ③プレコンセプションケアの啓発
啓発パンフレットを小中高등학교、大学、企業等に配布

取組の目標

県主催研修・会議の市町職員等の受講者数

(R6) 200名
⇒ (R11) 累計1,200名

(2) 虐待予防のための子どもの安全確認の強化

○乳幼児健診等が未受診の子どもの安全確認の徹底
乳幼児健診等を受診していない子どもの安全確認ができない場合、児童相談所への相談・通知することを条例に新たに規定したことを市町へ周知徹底

第4節 保護及び支援

(1) 一時保護をした子ども等の権利擁護の推進

- ①一時保護所等の暮らしの中での「子どもの権利」の理解促進
「子どもの権利」について理解を深められるよう子どもの権利ノートを改訂【拡】
- ②保護や措置の状況に応じた意見表明等支援の拡充
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイトの導入【新】
・社会的養護の子どもに必要なアドボケイトの担い手の養成や効果的な実施方法の検討【拡】
- ③被措置児童等虐待の発生予防、調査等の実施体制を構築
・子どものケアにあたる施設職員等への研修の充実
・里親家庭等への継続的な支援や心理的サポート体制の充実
・被措置児童虐待を受けた子どもの権利擁護等のため、適切かつ速やかに調査が実施できる体制の構築

取組の目標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「安心して過ごせた」と回答した子どもの割合

(R6) —
⇒ (R11) 100%

(2) 一時保護をした子ども等への支援強化

- ①一時保護児童が心身ともに安心できる体制整備
・居室の個室化やきょうだい部屋等の整備【拡】
・夜間緊急対応時や感染症発生等時の人員体制の拡充【拡】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】
- ③一時保護児童のニーズに応じた学習支援
・在籍校への登校支援等を継続
・オンライン授業へ参加できる環境の整備【新】

取組の目標

一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査により「自分に合った学習ができた」と回答した子どもの割合

(R6) —
⇒ (R11) 100%

(3) 一時保護解除時等の子どもの安全確保

- ①一時保護解除時における多機関との多角的なアセスメントの実施
児童相談所、市町、一時保護委託先等がワンチームとなり、一時保護解除前に、子ども及び家庭の多角的なアセスメントを行い、家庭復帰後の安全確保の措置の徹底及びアフターケアを実施
- ②障害児入所施設による地域生活への円滑な移行
子どもへの必要なケアが十分行われるよう家庭への相談援助や養育力の向上の支援

取組の目標

児童相談所におけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得支援数

(R6) —
⇒ (R11) 累計10人

(4) 社会的養護経験者の自立支援の強化

- ①施設等を退所後の実情把握
現在の困り事や必要な支援についてアンケート調査を行い、退所後の状況を把握【新】
- ②アフターケアの環境整備
これまで生活してきた施設等において引き続き自立に向けた支援を受けることができる環境の整備【拡】
- ③相談支援を行う拠点の設置
施設を退所した後、生活が安定しない時などの相談支援を行う拠点を設置【新】

取組の目標

施設等を退所後3年後の就労の状況と進学の状況

(R6) —
⇒ (R11) 100%

第3節 早期発見・早期対応

(1) 虐待のおそれのある子どもの安全確認・安全確保の強化

○児童相談所、市町、警察等関係機関との合同研修
県内全体の児童相談体制の連携体制の強化及び対応力の向上

(2) 子どもを守る地域ネットワークづくり

- ①市町要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営強化の支援
市町と児童相談所との円滑な支援内容の協議、役割連携、虐待進行管理のあり方等について検討・見直し
- ②障がい児やその家庭への支援の充実
・障がいや疾患の早期発見・早期対応及び適切な支援
・保健、医療、教育との連携が欠かせない発達障がい児等や、医療的ケアを必要とする障がい児とその家庭への支援を充実
- ③虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動への支援の強化
虐待を背景とする子どもの複雑な問題行動等への対応力向上に向け、少年鑑別所に併設されている三重法務少年支援センターと連携し、アドバイザーとして市町の要対協へ派遣【新】

取組の目標

市町からの要請による要対協等へのアドバイザー派遣回数

(R6) 17回
⇒ (R11) 累計102回

第5節 体制整備

(1) 警察、医療機関との連携体制の強化

- ①児童相談所と警察の適切かつ迅速な連携体制の整備
児童相談所と警察が緊急の通告時における情報共有を補強するためのシステム構築【新】
- ②ケアニーズの高い子どもの治療的ケアを行う医療機関との連携体制の構築（再掲）
児童精神科や入院病床のある医療機関への緊急時の診察や入院の受入れ等、連携体制の構築【拡】

取組の目標

情報共有を補強するためのシステム整備箇所数
(R6) 1か所（本部のみ）
⇒ (R11) 19か所（本部と全警察署）

精神科の医療機関と緊急時の診察や入院等の連携体制を構築できた児童相談所数
(R6) 2か所 ⇒ (R11) 6か所

(2) 児童相談所職員等の専門性の向上

- ①児童相談所の人員体制・専門性の強化
・職員の指導・教育を担当する職員の専任化を促進
・児童相談所と一時保護所の第三者評価を受審し、課題改善の取組を推進【拡】
・弁護士等の法曹専門職によるアドボケイト導入（再掲）
- ②市町への伴走型支援の継続
・市町への研修の充実
・市町への児童相談アドバイザー等の派遣
・市町間の連携を強化するため「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」の運用【新】

取組の目標

第三者評価を受審した児童相談所数及び一時保護所数（累計）

(R6) ⇒ (R11)
児童保護所 — 6か所
一時保護所 — 2か所

(3) 子ども虐待防止啓発

○相談方法等について子どもに分かりやすく啓発

子どもの権利や相談方法について、年齢や発達段階に応じた、子どもにとって分かりやすい啓発を実施【拡】



第5章 計画の総合的・効果的な推進に向けて

推進体制

- ・福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関で構成する「市町要保護児童対策地域協議会」と連携を図りながら、計画の取組を推進。
- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、一時保護児童等の支援等に当たっては、市町、警察等の関係機関等と連携。

計画の推進

- ・改正子どもを虐待から守る条例第31条に基づき、毎年、施策の取組状況等を「年次報告」として取りまとめ、議会に報告し、翌年度の施策の推進につなげる。